

高校生等奨学給付金のご案内

奨学給付金制度とは

高校生等がいる世帯のうち、一定の要件を満たす世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付金制度です。

今年度は従来の奨学給付金に加え、家計急変世帯向けの奨学給付金制度が設けられました。

家計急変世帯向けの給付金は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、昨年に比べ収入が大幅に減った世帯が対象になります。

給付金を受けるためには、毎年申請手続きが必要になるため、すでに給付を受けている方も改めて申請が必要になります。

ただし、受給上限は高校生1名に対し、在学中通算して3回までとなっております。

定年退職などの家計急変に該当しない離職は給付の対象にはなりません。

申請のできる方

従来の奨学給付金

- 令和2年7月1日（基準日）に兵庫県に在住している
- 基準日現在に明石高校に在籍している
- 児童福祉法による見学旅行費または特別教育費が措置されていないこと
- 生活保護（生業扶助）受給世帯
- 保護者全員の県民税、市民税の所得割額が非課税である

家計急変のための奨学給付金

- 令和2年7月1日（基準日）に兵庫県に在住している
- 基準日現在に明石高校に在籍している
- 児童福祉法による見学旅行費または特別教育費が措置されていないこと
- 生活保護（生業扶助）受給していない
- 保護者全員の県民税、市民税の所得割額が非課税ではない
- 昨年に比べ収入が激減し、「非課税世帯」相当と認められる世帯

家計急変の「非課税相当」の目安

提出書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を確認し、金額が下記の表に当てはまっていれば対象になる可能性があります。

【世帯人数別の年収見込額】 ※控除対象配偶者を含む親権者全員の収入を加算する

2人世帯	2,044,000円未満 (寡婦(寡夫))の場合	5人世帯	3,214,286円未満
3人世帯	2,214,286円未満	6人世帯	3,700,000円未満
4人世帯	2,714,286円未満	7人世帯	4,137,500円未満

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は収入見込額には含めません。

申請を希望される方へ

申請を希望される方は、6月15日に配布した「就学支援金」の資料の中に同封している、緑色用紙の資料請求希望表を学校事務室へご提出ください。直接ご連絡いただいても構いません。後日、資料等をお渡しいたします。

別の事務手続きの際に「奨学給付金の対象になる」ことが確認できた場合、ご希望がなくても学校からご案内させていただく場合がございます。

もっと詳しく記載された資料を別途PDFで公開させていただいております。詳しく内容を確認したい方はご確認ください。

ご自身が「家計急変世帯」に該当するかどうかわからない場合はご相談ください。